

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年6月9日

横浜市契約事務受任者
人事委員会事務局長 松井 達也

1 契約の概要

採用管理システム操作用ノートパソコン40台借入

2 履行(納品)場所

横浜市人事委員会事務局任用課

3 契約日

令和5年4月1日

4 履行日又は履行期間

令和5年4月10日(月)～令和5年6月9日(金)

5 契約金額

991,760円

6 契約の相手方(名称及び所在)

エイトレント株式会社 東京支店東京都品川区大崎1-6-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和5年度横浜市職員大学卒程度採用試験特別実施枠【SPI方式】及び社会人採用試験特別実施枠【SPI方式】の実施にあたっては、別途契約する民間の採用管理システムを使用して、試験結果等の入力や結果発表等、申し込みから合格発表までの各事務処理を行うこととしている。面接試験時にも、面接委員は当該採用システムへログインし、評価の入力をするを想定していることから、面接委員が使用する操作端末については、別途調達の必要がある。実際の使用においては、セキュリティ及び通信環境確保の観点等から内部ネットワークに接続する体制が必要であり、端末等の事前設定が必須となっている。設定に要する期間を踏まえると、面接実施の約3週間前を目安に、横浜市人事委員会事務局に操作端末が納品されている必要がある。

上記期日までの調達のため実施した一般競争入札が令和5年3月7日（火）に開札されたが、結果応札業者0社により入札不調となった。設定に要する期間等を鑑みると、至急契約締結しなければ、予定する試験日に必要な事前設定等を行えないことで、試験事務の運営・執行に著しい支障をきたすことになるかと判断したため、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

本契約は、緊急を要する契約であることから、過年度で当該物品レンタル契約の実績が多いことを選定基準とした。そこで、令和4年度に本市が発注した当該物品レンタル契約の一般競争入札において、横浜市「ヨコハマ・入札のとびら」入札・契約の検索の結果、契約実績の多い事業者から本契約への対応の可否について確認を行ったところ、過年度の実績が最も多かった当該事業者が迅速かつ確実に調達可能であることが確認できたため。

9 所管課

人事委員会事務局任用課